

## 平成21年度/22年度修士論文・卒業論文レジュメ

波多江, 俊介  
九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

梶原, 健二  
九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

田中, 綾佳  
九州大学教育学部

中間, 長満  
九州大学教育学部

他

<https://doi.org/10.15017/18562>

---

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 13, pp.89-119, 2010-09. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

# 教師間における自律的協働体制構築理論の考察

波多江 俊介  
(平成22年3月修了)

## 【章構成】

- 序章 本論文の目的と方法
  - 第1節 本論文の目的
  - 第2節 本論文の方法と論文構成
- 第1章 教師の自律性及び協働の重要性に関する考察
  - 第1節 教師の自律性に関する議論の展開
  - 第2節 学校経営・組織論における「学校の自律性」の強調
  - 第3節 学校経営における協働論
- 第2章 協働論の構成原理間における関係性の考察
  - 第1節 協働論における構成原理間の位置関係の考察
  - 第2節 「合意の原理」の再考と「自律の原理」との関係性についての考察
- 第3章 教師間における自律的協働体制構築理論の考察
  - 第1節 教師の「価値観」に着目した新たな協働論構成原理軸の設定
  - 第2節 自律的協働体制構築理論の提示
  - 第3節 自律的協働体制構築のための方法論の提案
- 終章 本論文における知見と課題
  - 第1節 本論文における知見
  - 第2節 本論文の課題

## 【概要】

本論文の目的は、教師間における協働形態の単なる分類ではない。各学校の状況を踏まえた形で、教師が自律的に協働体制を構築するための有用なモデルを、理論的に考察することを目的とする。

先行研究では、協働の重要性が語られるとともに、学校改善の方法論の一つとして「協働論」が展開されてきた。そこではベストモデルの提示にとどまり、その方法論が汎用性を持っているかのように提示されてきた。また、量的調査に基づいて、学校において平均的に有用な協働モデルを提示する研究もある。しかし、平均的に有用であるからとはいえ、学校状況を考慮せずに、そのまま他校にも援用可能であるとは言い難い。拙速な援用はかえって学校現場に混乱を招きかねないであろう。教師間の協働が重要視されてきた中で、改めて協働について検討し、各学校の状況に重きをおいた協働モデルを考察し、援用方法を提示することが第一に求められているのではないかと。そこで本論文では、様々な学校の状況に応じた協働体制構築について理論的に考察し、そのモデルの提示を行うことを目的としている。

第1章では協働論の展開について概観した。教育経営学では、学校における教師が自律的であることの重要性がさげばれてきた。学校や教師が教育行政の圧力から解放され、自律性を獲得すべきという方向で議論が進められてきたことを述べた。

教師の「自律性」に関しては、教育経営学の先行研究では、教師集団における「合理化」と「民主化」との関係の中で議論されてきた。「合理化」とはすなわち「学校経営における能率化や平準化、権限の確立」であり、「民主化」とは「専門職としての一人ひとりの教師の主体性や価値の存在と意義を認め、校長を含む教職員の行為・権力・人間関係を民主化すること」である。

この「自律性」・「合理化」・「民主化」の3つの関係は、「協働論」の中で議論が展開されてきた。協働論は学校改善のための一つの有効な方途であり、「自律の原理」・「統制の原理(合理化)」・「合意の原理(民主化)」という3つの構成要素で捉える事が可能とされる。藤原は先行研究における「協働論」を「統制の原理」と「合意の原理」の2軸で捉え、「疑似民主的協働」・「民主的協働」・「家父長的・温情的協働」・「共存的協働」の4つに分類した。それが右の図1である。



中でも、「民主的協働」がその理想モデルとして提示されてきた。しかし、「民主的協働」は「統制の原理」は弱いものの、「合意の原理」は強い象限に分類される。「合意の原理」の強調は、ともすれば教師集団による同調圧力につながりかねない。そこで「統制の原理」も「合意の原理」も弱い象限に設定される新たな協働スタイルとして注目されたのが、「共存的協働」であった。第1章ではそこまでに至る議論の展開を見た。

第2章では、「統制の原理」・「合意の原理」と「自律の原理」との関係について述べた。また図1において「共存的協働」は「合意の原理」が弱く、「統制の原理」も弱い軸に設定される。しかし「共存的協働」では、必ずしも「合意の原理」が弱いわけではなく、ある程度の「合意」が果たされていることが多い。図1のように分類される理由について説明し、図1では「協働」を捉えきれていないことに言及した。

「統制の原理」や「合意の原理」との関係、とりわけ「合意の原理」との関係において「自律の原理(自律性)」は、教師が協働する上での前提条件であるとされている。図1では、「自律の原理」が前提条件であるために、軸として明示はされていないのである。そこでは教師が価値観を持つことが重要視されるのだが、「協働」はその価値観の自律的な修正過程と捉えられているのである。つまり「自律の原理」は「合意の原理(民主化の原理)」にとっての前提条件であり、教師が他から強制されるでも、はたまた教師自身が価値観を持たないことでもなく、教師が「協働」を通じて自己の価値観を自律的に修正していくことが重要となるのである。

また、図1の「共存的協働」(第4象限)において、「合意の原理」が弱いとされる。教師個々が価値観・教育観をもっているがゆえに、合意に至るまでに教師間で価値観・教育観の対立が当然起こりうる。教師の価値観は、教師間での合意がなされるまでの段階(「合意の原理」が弱い状態)で、コミュニケーションを通じて主体的に修正される。したがって、「共存的協働」は初期状態として第4象限の「合意の原理」が弱い軸に設定されるのである。

「自律の原理」は「合意の原理」の前提条件となることを述べた。「自律の原理」が前提とされることで、「合意の原理」にどのような影響を及ぼすのかについて、ルーマンのシステム理論に基づいて説明を行った。教師を一個体のシステムとして捉えた場合、システムが自律的であればあるほど、相対的にシステムは安定的に周囲の環境から情報を取捨選択し、処理することが可能となる。これは「合意の原理」にとって「自律の原理」が前提であることを考えると、自律的であるほど、合意の可能性(今求められている目標・目的の共有等)が相対的に高ま

ることを意味する。勿論、教師間の価値観の対立もそこでは伴うであろうし、自律性の過度の強調は教師の個業化を招きかねない。そうであるとはいえ、教師個々人が自律性を有していることは、価値観を自発的に修正していく上で、重要なものなのである。

第3章では、図1では「協働」を捉えきれないことに今一度ふれ、新たに「協働」を捉えるための図を作成し、協働体制構築のための足がかりとした。図1は協働体制の分類に過ぎず、学校の状況に応じた協働の在り方を提示したものととはなっていない。これは初期条件としての学校の状況が描かれていないためである。ゆえに、学校の状況を考慮した理論を新たに作成する必要があった。ここで新たに「合意の原理」に代わる軸としてまず着目したのが教師個々人の「価値観」である。「合意」とは、[a]他教師との価値観の一致と、[b]価値観が不一致であっても合意に達する、という2つの状況に区分できることを述べた。また、協働の分類ではなく、学校の初期条件を考慮に入れた理論を構築するためには、「協働」体制を構築する前段階に着目する必要がある。その点で、「合意」に至る前の教師個々の「価値観」に注目することには意義があるといえる。

教師がどのような価値観を有していて、他教師とどのようにすり合わせていくのかを見るために設定した軸が「儀礼的－合理的」という両極をもつ軸である。「儀礼的」は「システムとして相対的に閉ざされている状態であり、より変化に開放的でないように構造化されている。すなわち閉鎖的な状態といえ、解釈と計算から自然に標準化という結果が出てくる。ある価値観への固執(閉鎖的なシステム)の状態」といえる。対して「合理的」という極は「システムは相対的に開放的である。その状態ではパーソナリティーに脱人格化的能力が発達し、文化に、より抽象的で一般化された分類システムが発達する。システムが偶発的に分化していくゆえに、社会の一貫性を保持するために統制するような制度が必要となる。ゆえにオープンシステムでありすぎること(他者の価値観に影響される)状態」といえる。これらは個人の価値観の状態の両極を、その軸の両端として設定したものである。これをもとに作成したのが、図2である(略)。

図2では協働体制が構築される前段階を提示した。次段階として、そこから協働体制構築を果たしていくプロセスを描く必要があった。そこで着目したのが、社会学者のアレグザンダーによる、社会学を5つのアプローチ(オプション)に区分した方法である。アレグザンダー自身は、これらミクロ－マクロのいずれか一方からのアプローチに端を有する5つのオプションを、統合することを目指す第一人者であり、その試みはなおも検討されている。ここでは両者を統合する理論まではふれずに、これら5つのオプションを援用することで、どのように協働体制が構築されるのかを考察する上での手掛かりとした。

5つのオプションはそれぞれ以下の通りである。人が制度を規定するのか(ミクロ)、制度が人を規定するのか(マクロ)、どちらかにその出発点を求めることとなり、ミクロがマクロに、マクロがミクロに優位するというように、どちらかにその出発点を設定している。

[ア]オプション1：合理性を備え、目的をもった一人ひとりの個人が、自由で不確定的な行為をつうじて社会をつくりだす。[イ]オプション2：解釈を行う一人ひとりの個人が、自由で不確定的な行為をつうじて社会をつくりだす。[ウ]オプション3：社会化された一人ひとりの個人が、自由で不確定的な行為をつうじて集合的諸力としての社会を再創造(recreate)する。[エ]オプション4：社会化された一人ひとりの個人が、既存の社会環境をミクロ領域へ変換(解釈)することによって社会を再生産(reproduce)する。[オ]オプション5：合理性を備え、目的をもった一人ひとりの個人が、外的な社会統制に強制されて社会に黙従する。

これら5つのアプローチを図2の各領域と組み合わせる。まずA(第2象限)では、「儀礼的で、統制の原理が強い」状態である。これは教師個人が標準化され反復可能な一続きの行為がなされ、それが組織的に強制されている状態である。Aの領域に相当するのは「オプション4(個人の主観性が単なる再生産と見なされている場合をさす。個々人がシンボリックなものに

影響を受けつつ、行為の再生産を行うことを想起している)」である考えられることができる。これはともすれば他教師・教師集団からの同調圧力を生じさせることさえある。それゆえに「排他的」な雰囲気を伴う。

次にB(第1象限)では、「儀礼的で、統制の原理が弱い」状態である。これはある価値観に固執し、教師個人が標準化され反復可能な一続きの行為がなされるとはいえ、それが組織的に強制されたものではない状態である。個々の価値観を重視するために、教師個々人が話し合うことで価値観の修正等を行うことはなく、「迎合的」な状態である。このBの領域に相当するのが「オプション2(解釈を行う一人ひとりの個人が、自由で不確定的な行為をつうじて社会をつくりだす状態)」であり、教師は他教師の出方をうかがいながら自己の行動を決定する。

そしてC(第3象限)では、「合理的で、統制の原理が強い」状態である。これは教師個々がめいめいバラバラの価値観を有している状態であるが、相対的に開放的であるため、容易に外部からの影響を受けやすい状態である。また、「統制の原理」が強いため、組織的な価値観を押し付けられ、それに仕方なく従っているという状態が考えられる。この領域では「オプション5(合理性を備え、目的をもった一人ひとりの個人が、外的な社会統制に強制されて社会に黙従する状態)」が相当すると考えられる。

最後にD(第4象限)では、「合理的で、統制の原理が弱い」状態である。これは教師個々がめいめいバラバラの価値観を有している状態であるが、相対的に開放的であるため、容易に外部からの影響を受けやすい状態である点は「C(第3象限)」と同様である。しかし、「統制の原理」が弱いためにとまりがなく、教師の個業化に陥りやすい。この領域は「オプション1(合理性を備え、目的をもった一人ひとりの個人が、自由で不確定的な行為をつうじて社会をつくりだす。そこでは個々人がセパレート的に行為することが想定され、相互行為によって自己の価値観の修正を行う等のことは想定されない)」が該当するであろう。

以上5つのアプローチを提示した。実はこれらのアプローチの中で、オプション3はいまだ検討されている段階である。アレグザンダー自身も明確な具体的分析方法を模索している最中である。現在のところでは、ルーマンのシステム理論がオプション3を想定する上で近いものがあるといえよう。しかし、ルーマンのシステム理論ではシステムと環境、システムとシステムとの相互浸透がスムーズになされるように見なされている。そこに問題がある。なぜなら極端な場合では、個々人間では必ずしもコミュニケーションという相互行為が行われるとは限らないためである。コミュニケーションを行う他者を選定することや、「コミュニケーションは行わない」ことを選択する可能性さえもるのである。ゆえに「コミュニケーション」そのものは重要なのであるが、それを前提としてしまっただけでは教師間における価値観の衝突や葛藤を描ききれない。そのため、オプション3は除外している。

上記5つのオプションを援用したのが、図3(略)である。図3での説明が意図するところは、状況に適合した、すなわち現在の学校の状態に応じた協働体制構築のための理論の提示である。次にそこで示した4象限を8つに区分した。それが図4(略)である。区分した理由は、学校の状況に応じた協働体制構築の方法が理解されることを企図したものであった。①～⑧においては、「①・②」、「③・④」、「⑤・⑥」、「⑦・⑧」のそれぞれ2つの間の他象限への移行は、それぞれ互いに近接領域であるため、移行のコストが低く抑えられると考えることができる。しかし、一方で近接領域であるがゆえに、そのような状況に陥ってしまいやすいことも同時に指摘される。

移行のための方法論についてもそれぞれ述べた。

最後に、横軸・縦軸それぞれにおける協働体制の到達点を軸上の点で示した。それが図5(略)である。

まず「儀礼的」な軸における到達点は、「システムチックな協働」が考えられるであろう。

これは志水らの一連研究によって示されたものである。そこでは必ずしも教師を束縛しているという状態ではない。生徒指導のためといった目的を共有しており、組織的な動きができていくことにその特徴がある。一方の「合理的」な軸における到達点は、互いの価値観をそれとして認めている状態であるため、「個人の力量の総和としての協働」が当てはまるであろう。

「統制の原理が弱い」軸では、教師に対する拘束は想定しづらい。拘束とは異なる形での、それぞれの能力を尊重した形でのまとまり(チーム)を形成することは重要である。それに合致するのが、紅林が医療チームを参考に提唱した「チーム型の協働」である。そして「統制の原理が強い」軸では、徐々に統制や同調圧力をかけることに抑制的になっていかねばならない。その到達点としては、高野の挙げた「民主的協働」がふさわしいであろう。

以上の考察により、単線的ではない協働体制構築の方法を考えることができるのではないだろうか。学校の状態を考慮に入れつつ、それぞれの学校の状態に合わせた協働体制構築のための足がかりとしてこの理論的考察の結果を提示したい。

なお本論文の課題は次の3点である。第一に、学校の状態に応じた協働体制の構築の理論は示したものの、協働を構築する際の具体的な方法論は、先行研究の知見によるところがほとんどであったこと。第二に、各家庭の経済状況等、各学校の状況に影響を与える要因にまで言及できなかったこと。第三に、「教師間(教師集団)」のみに着目するにとどまり、学校に関わるステークホルダーを巻き込んだ上(変数として設定した上)での協働理論の提示までは至らなかったことである。より状況に適合した協働理論の構築、そして協働体制構築のための方法論の提示を果たしていくことを今後の課題としたい。

## 【主要参考文献】

- ・紅林伸幸「協働の同僚性としての《チーム》—学校臨床社会学から—」『教育学研究』第74巻第2号、2007年。
- ・河野和清「学校経営理論における協働化とその課題」『日本教育経営学会紀要』第38号、1996年。
- ・志水宏吉編『「力のある学校」の探求』大阪大学出版会、2009年。
- ・高野桂一『基礎理論』高野桂一著作集学校経営の科学第1巻、明治図書、1980年。
- ・藤原文雄「学校経営における『協働』理論の軌跡と課題(1) — 高野桂一の「協働」論の検討 — 」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第18巻、1999年。
- ・藤原文雄「学校経営における協働論の回顧と展望」日本教育経営学会編『自律的学校経営と教育経営(シリーズ教育の経営2巻)』玉川大学出版部、2000年。
- ・ジェフリー・C・アレグザンダー、ベルンハルト・ギーゼン、リヒャルト・ミュンヒ、ニール・J・スメルサー編、石井幸夫、内田健、木戸功、圓岡偉男、間淵領吾、若狭清紀訳『ミクローマクロ・リンクの社会理論』新泉社、1998年。
- ・ニクラス・ルーマン著、佐藤勉監訳『社会システム理論(上)』恒星社厚生閣、1993年。



# アメリカ合衆国における学芸員養成教育の 歴史的展開と今日的動向に関する考察

梶原 健二  
(平成 22 年 9 月修了)

## 【章構成】

- 序章 研究の目的と方法
  - 第 1 節 本研究の目的
  - 第 2 節 研究の方法
  - 第 3 節 先行研究の検討
  - 第 4 節 研究の構成
- 第 1 章 学芸員養成教育の萌芽—1870—1920 年代—
  - 第 1 節 博物館の社会的役割と初期学芸員の特徴
  - 第 2 節 学芸員養成教育の原型
  - 第 3 節 アメリカ博物館協会 (AAM) と学芸員養成
- 第 2 章 学芸員養成教育プログラムの成立・普及—1930—1970 年代—
  - 第 1 節 アメリカの社会変革と学芸員養成プログラムの成立
  - 第 2 節 学芸員養成プログラムの普及とその要因
- 第 3 章 大学教育機関の学芸員養成教育の多様化と特質—1980—2000 年代—
  - 第 1 節 博物館教育の変容と多様化する学芸員養成教育
  - 第 2 節 学芸員養成教育の特徴と方向性
- 第 4 章 学芸員養成プログラム「ミュージアムスタディーズ・プログラム」の実態と課題
  - 第 1 節 「ミュージアムスタディーズ・プログラム」の実態
  - 第 2 節 専門性向上としての学芸員養成教育の指針
  - 第 3 節 学芸員養成教育の今日的課題
- 終章 本研究の成果と今後の研究課題
  - 第 1 節 本研究における成果と限界および日本における学芸員養成制度への展望
  - 第 2 節 今後の研究上の課題

## 【概要】

### 序章 研究の目的と方法

本研究は、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）における学芸員養成教育の特質と意義を、特に博物館の社会教育的機能の変容の視座から学芸員養成プログラム「ミュージアムスタディーズ・プログラム」に焦点をあて、その歴史的展開と今日的動向の分析を通して明らかにすることを目的とする。

今日、わが国の学芸員制度においては、大学における学芸員養成及び学芸員資格認定制度の充実が図られ、学芸員の専門的資質・能力の向上が求められている。この経緯については、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（2008 年 2 月 29 日）を踏まえて、今後学芸員には、博物館が地域文化の中核的拠点となり市民の生涯学習の支援を強化する役割を担うことが重要使命として認識されたことが大きい。また、大学における学芸員養成教育の専門性を高めることで、社会的文化的に博物館活動に対する理解や支援の向上を図ることを目的としている。つまり、このような状況に鑑みれば、将来わが国における博物館の社会教育的機能の拡充とその活動を促進する学芸員養成システムの充実は、車の両輪であり、その目指す方向は生涯学習社会の実現といえる。



一方、本研究で対象とするアメリカにおいては、大学を中心とした教育機関において、学芸員養成教育プログラムは多様化をみせ、学芸員専門職の分化に対応した養成段階、就職段階、さらに職能開発段階といった総合的な養成システムの確立が看取できる。このような歴史的経緯に至る背景には、「スプートニク・ショック」に端を発した教育革新と連邦教育長官諮問委員会報告書『危機に立つ国家』を契機として、今日まで継続的に展開する教育改革の影響を看過してはならない。周知のごとく、戦後わが国の教育制度はアメリカの影響を大きく受けている。高等教育機関への進学率がユニバーサル段階を迎えたこと、さらに 21 世紀を「知識基盤社会」としてとらえ生涯学習社会への推進を図っている点を例にとっても、この流れはアメリカの歩んだ道の追従である。このような状況を踏まえ、すなわち、アメリカにおける学芸員養成教育の歴史的展開と今日的動向を分析することは、将来日本における学芸員の求められる資質にどのような影響を与え、いかなる意義を有し、かつ変容しつつあるのかを明確にする手がかりとなろう。

研究の方法については以下である。まず歴史的展開については、アメリカにおける学芸員養成教育の萌芽から今日までの変遷過程である、1870 年代から 2000 年までを対象時期とする。史料分析としては、歴史的変遷を 3 つの時代区分の時系列として考察し、この作業から今日のアメリカの学芸員養成教育の方向性の仮説を導き出す。次に、歴史的考察より得た仮説に基づく質問紙調査の結果分析という実証的方法を行う。実践手法は、学芸員養成プログラムの一つである「ミュージアムスタディーズ・プログラム」に焦点をあて、全米で開かれている 115 校の大学教育機関への質問紙調査を実施[実施期間：2009 年 12 月中旬～1 月末、回収大学機関：16 校]。その集計結果と仮説との整合性を精査し、学芸員養成プログラムにおける特質や学芸員に求められる資質を考察する。さらに、導かれた知見より、生涯学習支援を担う日本の学芸員養成制度への展望を試みる。

## 第 1 章 学芸員養成教育の萌芽—1870—1920 年代—

第 1 章の目的は、学芸員養成教育の萌芽期として、アメリカの博物館誕生期の特徴と学芸員養成の理念を明らかにすることである。この時代区分においては、学芸員養成は教育プログラムとして社会的に確立されていない。アレキサンダー (Edward Alexander, 2008) は、1846 年のスミソニアン協会発足後、1870 年代におけるアメリカの三大公立博物館—アメリカ自然史博物館、メトロポリタン美術館、ボストン美術館—の設立は、アメリカにおける博物館文化を確立させたとし、さらに 1900 年代に博物館は市民に向けた教育的機能を発展させたと考察する。

このような社会状況の中、第 1 章では、①博物館の社会的役割と初期学芸員の特徴、②学芸員養成教育の原型、③アメリカ博物館協会 (AAM) と学芸員養成について検討を行った。その結果明らかになったのは、以下の 3 点である。①アメリカの博物館は、ヨーロッパ型の学術知識修練施設として輸入されるが、1870 年代には公的支援を得て市民に開かれた公立博物館の誕生を迎える。そして、博物館活動のアメリカン・モデルの特徴は、学校・学生向けの教育プログラムが多種工夫されており、さらに社会的弱者 (障害者) にも配慮した博物館教育の萌芽である。また、その背景で活躍した初期学芸員像とは、ヨーロッパの知識階級いわゆる「エリート」集団であった。②学芸員養成教育の原型は、大学付属の博物館・美術館館長の強いリーダーシップのもとで開設され、その教育課程の特徴は、「教育」普及に対応した学芸員を養成するべく、実習型授業の導入であった。③AAM の役割とは、博物館がアメリカ社会において「教育」的であることをその活動理念に刷り込ませた。また、博物館運営者や学芸員だけでなく、大学をはじめとする学芸員養成機関に対しても、自律した個人や組織であるためのアドボカシー効果を生み出していると言える。

## 第2章 学芸員養成教育プログラムの成立・普及—1930-1970年代—

第2章においては、学芸員養成教育プログラムの成立とその普及の要因を明らかにする。この時代区分においては、まず学芸員養成教育プログラムの成立として、アメリカの社会変革による教育改革がどのように博物館活動に影響を与えたのかを史料より明らかにする。

1929年大恐慌によるアメリカ経済の崩壊、そしてルーズベルト政権のニューディール政策の実施。その後、第2次世界大戦への参加、さらに公民権運動・ベトナム戦争介入といった歴史的経験は、アメリカにとって最も重要な社会変革期であったに違いない。その変革の一つには、アメリカが資本主義自由経済の自由放任主義的傾向を改め、国家体制の管理を目指すという社会主義的要素を取り入れたものであろう。第2章の歴史的展開では、アメリカの博物館教育機能の政治的背景として、1930年代大恐慌時代から1970年代の公民権運動期を考察対象とし、①アメリカの社会変革と学芸員養成プログラムの成立、②学芸員養成プログラムの普及とその要因について検討を行った。

その結果明らかになったのは、以下の2点である。①アメリカ博物館活動は社会変革に伴い、博物館運営における公的資金援助を後ろ盾とした、博物館教育事業の萌芽・拡大を迎えた。博物館は、展示方法を人々のニーズにあわせ、科学的技術の普及やアートを通して生きることの意味への探求といった教育的機能を強化した。博物館教育事業は、そのターゲットを市民のすべての社会階層に設定し、その結果とくに中間層の博物館・美術館の鑑賞文化を引き上げた。②同時に学芸員養成プログラムにもそのニーズに対応するべく変化がおこった。学芸員専門職の社会的認知が高まり、大学における学芸員教育プログラムの普及がはじまる。そしてその要因には、全米芸術・人文科学財団法による公的財政援助とアメリカ博物館協会のロビイング活動があった。

## 第3章 大学教育機関の学芸員養成教育の多様化と特質—1980-2000年代—

第3章においては、学芸員養成教育の多様化と特質を明らかにする。エビッツ (David Ebitz, 2005) は、1980年以降アメリカの博物館は、奥深い変革の試練にさらされている(「have undergone profound changes」)と指摘する。それらは、伝統的芸術文化鑑賞の低下とアメリカ観光産業のマーケット拡大である。このような問題提起を背景に、第3章における歴史的考察では、アメリカの博物館と社会教育の関連として、①博物館教育の変容と多様化する学芸員養成教育、②学芸員養成教育の特徴と方向性について検討を行った。

その結果明らかになったのは、以下の2点である。①1980年代以降、博物館活動の傾向は、「モノ中心主義 (object-centered)」から「鑑賞者中心主義 (visitor-centered)」への移行し、博物館の社会教育的機能は「教育」か「娯楽」かの二者択一にゆれている。そして、この現状に対応するべく学芸員資質と養成にも変革が求められ、大学の学芸員養成教育の「質」への対応が注視された。②大学の学芸員養成は、各大学の地域や特色に応じた学芸員専門職に特化したプログラムが組まれるようになった。アメリカ博物館協会は、政府の財政支援と大学の教育レベルの関係性を保つように、アカウンタビリティ指標となる博物館学指針 (ミュージアムスタディーズ・ガイドライン) を提示する。さらに、21世紀に向けた学芸員養成教育の方向性は、「教育評価」と「学芸員資格」の関係性であろう。

続いて第4章の導入として、歴史的考察 (第1章から第3章) から導かれたアメリカの学芸員養成教育の方向性を整理する。それは、博物館の社会教育機関としての目覚め [1900~1920年代] → 博物館活動の政治的議題化 (公的資金援助) [1930~1970年代] → 学芸員の専門職化・博物館評価への高まり [1980~2000年] とつながる。そしてこの検証より、今日の学芸員養成教育では博物館経営の必要性へと展開しているのではないかと仮定できよう。またさらに、第1章から第3章までの歴史的考察から得た知見としては、学芸員養成教育に関係するアクターの存在感である。学芸員専門化集団を含む博物館団体、アメリカ博物館協会、州・連邦政府、

博物館支援団体（財団・NP0）、大学教育機関という5つの集団は、アメリカ博物館文化の重層性を生んでいる。と同時に、公共博物館誕生から140年余りの歴史のなかで、その進化は実用的（プラグマティック）に展開している。日本の博物館文化に対する一つの示唆であるに違いない。

#### 第4章 学芸員養成プログラム「ミュージアムスタディーズ・プログラム」の実態と課題

第4章では、アメリカの学芸員資格および学芸員資質に関する視座として、学芸員養成プログラムの一つである「ミュージアムスタディーズ・プログラム」に焦点をあて質問紙調査の分析・考察を行い、主に①「ミュージアムスタディーズ・プログラム」の実態、②学芸員養成教育の今日的課題について検討した。

まず、①「ミュージアムスタディーズ・プログラム」の実態については、質問紙調査の結果分析と歴史的考察より導かれた仮説との整合性については、以下の3点が明らかになった。

①「今後10～20年間で、重要となる博物館・美術館の機能は何ですか？」—博物館機能についての問いに対し、1位「展示」・「博物館教育」、2位「収集」、3位「研究」・「博物館経営」、4位「保存」であった。ロウ（Theodore L. Low, 1948）は、美術館機能の質問紙調査をしているが、比較すれば「博物館教育」の意識が高くなっている。また、新しい機能でもある「博物館経営」の意識が「保存」よりも上になった。

②「学芸員資格は必要だと思いますか？」—学芸員資格の有無についての質問である。アメリカには日本のシステムとは違い、連邦政府による「学芸員資格」という公的資格や基準は存在していない。学芸員養成プログラムを開設する教育機関が、コース、学部または大学院の段階において、「Degree」「Master of Museum Study（博物館学修士）」「certificate（認定証）」を授与するというシステムである。

問いの結果は、「必要」43.7%、「必要ない」37.5%、「条件による」12.5%であった。また、現行のミュージアムスタディーズで学芸員資格を有する教育機関は、115大学中43大学（37.4%）である。つまり、必要ないという回答結果と現状の学芸員資格を有する教育機関の割合は同じく50%を下回った。つまり、学芸員養成教育には「学位」と「学芸員資格」のダブルスタンダードが存在している。アメリカでは「学芸員資格」に対してその必要性はゆれていると考えられる。

③次に、「学芸員養成プログラムで習得すべき資質は何ですか？」の問いに対しては、i 専門分野に関する項目[A～D]、ii 教養分野に関する項目に分けて質問した。

##### <集計結果>

i 専門分野に関するもの		必要	必要ない	わからない
A. 研究調査	収集品に対する歴史的知識	75%	18.75%	6.25%
B. 保存・展示	保存・展示における経験・知識・技術	87.5%	12.50%	0%
	情報技術の知識	87.5%	12.50%	0%
	視覚文化における学際的な（複合的学問分野）知識	87.5%	12.5%	0%
C. 博物館教育	博物館教育における歴史・理論・実践の知識	100%	0%	0%
	学校教育システムにおける歴史・理論・カリキュラムと実践の知識	50%	50%	0%
	博物館利用者に対する経験・体験への調査方法と評価の知識	100%	0%	0%
D. 博物館経営	マーケティングの知識	25%	75%	0%
	資金調達能力	50%	50%	0%
	予算管理能力	68.75%	31.25%	0%

ii 教養分野に関するもの		必要	必要ない	わからない
	文章的、対話的、視覚的コミュニケーション能力	100%	0%	0%
	チームワーク能力、コミュニティー協働能力	100%	0%	0%
	リーダーシップ、戦略的経営計画、アドボカシー能力	87.5%	12.5%	0%

正負の違いが明確に分かれた項目を考察する。「必要」100%の回答だったのは、専門分野においては、i-C 博物館教育分野「博物館教育における歴史・理論・実践の知識」とi-D 博物館経営分野の「博物館利用者に対する経験・体験への調査方法と評価の知識」である。この結果については、歴史的検証からの仮説である博物館教育への重要性ならびに博物館活動への評価の高まりという点で整合性があった。また、ii の教養分野においては、「文章的、対話的、視覚的コミュニケーション能力」と「チームワーク能力、コミュニティー協働能力」である。コミュニケーション能力が基本であることが学芸員資質であると言えよう。

一方、「必要ない」の回答が同じもしくは高かったのは、「アメリカの学校教育システムにおける歴史・理論・カリキュラムと実践の知識」と「マーケティングの知識」「資金調達能力」であった。ここから推測できるのは、2つである。1つは、博物館教育への重要性はあるものの、それはフォーマル教育（学校教育）だけではなくインフォーマル教育（社会教育）的傾向を持つのではないかと。2つは、博物館経営の充実度は現行プログラムに見て取れるが、教育養成現場においてはその必要性はまだ高まっていない、もしくは確立できていないのではないかと。という点である。

続いて、②学芸員養成教育の今日的課題について、質問紙調査のプログラム・ディレクターの見解からは、アメリカの博物館経営の形態について2つの課題が指摘できる。1つは、学芸員のバックグラウンドには、アメリカが持つ多文化主義・人種問題が今でも見て取れること。大恐慌期のニューディール、公民権運動と、アメリカ社会はマイノリティー問題を修正・修復してきた。そしてこれからもこの運動は草の根運動として続けなければならないのであろう。と同時に、その方向性は、「国家（Nation）」を核とする集約的なものであり、また多様な「民族文化」という分散的なものという矛盾的な問題となり得る。2つ目は、博物館の資金調達への対応である。両者とも公的財政援助の減少を指摘し、一方は学芸員専門職のアウトソーシング化を予測し、また他方は新しい資金援助者を模索している。連邦政府と博物館団体だけでは解決できない問題である。ゆえに、欧米ではNPO等の新しい公共政策の動きが活発なのかもしれない。

加えて、学芸員資格については、ジョージ・ワシントン大学では、学芸員養成のスタンダード化の困難さから否定的意見。一方、アメリカンインディアン・アートインスティテュートでは、学芸員資格の有効性を現職（個人ギャラリー経営を含む）のキャリアアップ研修として提案していることである。この分析から言えることは、現行のアメリカの学芸員養成プログラムが提案する学芸員資格とは、「資格」とは学生本人の受け止め方・使い方次第であり、また「資格」とは就職を保証するためのものではないということであろう。自律する個人という「フロンティアスピリット」文化が伝わってくる。

## 終章 本研究の成果と今後の研究課題

本研究で明らかになったアメリカの学芸員養成教育の今日的な方向性は、以下の4つである。  
 ①学芸員は専門職として社会的に認知されており、その職種は多様性をもっている。それと同時に、②学芸員養成プログラムも多様化され、その傾向は「博物館経営」に関連するコースが増えている。③学芸員に求められる資質は、コミュニケーション能力が基本であり、その教育

理念には大きい意味—「フォーマル教育」だけでなく「インフォーマル教育」を含んだ視野—での「教育」がキーワードとなる。④学芸員養成教育に係るアクターの存在—博物館団体、アメリカ博物館協会、連邦政府、博物館支援団体（NPO）、大学教育機関—のアカウンタビリティの明確化である。アメリカには全米的な「学芸員資格」は存在しない。しかしながら、その「質」に対する保証は、博物館業界に関するステークホルダーの評価によって認証されているといえる。

そしてこの知見を、今日日本の学芸員養成制度改革への示唆とするならば以下の3つであろう。①「学芸員資格」取得を前提とした学芸員養成教育は、博物館団体にとって必ずしも有効とは限らない。②日本博物館法には「教育普及」機能があげられているが、この「教育」という概念の再定義が必要である。平成24年4月からの新カリキュラム変更においては、「教育学概論」は廃止され「博物館教育論」が新設される。またアメリカの博物館教育における「education」とは、「teach（教える）」という概念より「interpret（解釈する）」という定義に近い。そのアメリカでさえ「エデュケーター（教育担当学芸員）」には教育学を専攻させるのが望ましいとしている。教育学こそコミュニケーション能力を鍛える最高の環境ではあるまいか。③アクターの存在の確立とアドボカシー活動が必要。日本においては、学芸員養成制度はどうしても行政主導である。博物館が地域の「文化資本」であるという認識力を高めるよう、市民からのボトムアップな意見を吸い上げる仕組みが必要であろう。そしてその活動の中心となる学芸員の養成を担う大学の使命は大きい。

本研究の課題は、アメリカの学芸員養成教育プログラムの一つ「ミュージアムスタディーズ・プログラム」のみを対象としたため、それ以外の教育プログラムの今日的動向を精査できていない。よって、1980年代以降増加をみせる「アーツマネジメント・プログラム（Nonprofit/Arts Management Program）」の調査を進めることは、「博物館教育」と「博物館経営」の関係性を明らかにする上で必要な作業であろう。また、2000年以降、教育学の視座からの博物館学に関する博士論文が徐々に増えはじめている。関連学術論文・研究報告書等の緻密な分析作業を発展させ、今後の研究内容の深化を図る必要がある。

## 【主要引用・参考文献】

- Alexander, Edward P. and Alexander, Mary, *Museums in Motion : an Introduction to the History and Functions of Museums (2nd ed)*, AltaMira Press, 2008.
- Cushman, Karen, “Museum Studies: The Beginnings, 1900-1926”, *The Museum Studies Journal*, Spring 1984, pp8-16.
- Ebitz, David, “Qualifications and the Professional Preparation and Development of Art Museum Educators”, *Studies in Art Education*, 46(2), 2005, pp150-169.
- Genoways, Hugh H. and Andre, Mary Anne (ed.), *Museum Origins : Readings in Early Museum History and Philosophy*, Left Coast Press, Inc., 2008.
- Jeynes, William H., *American Educational History : School, Society, and the Common Good*, Sage Publications, 2007.
- Low, Theodore L., *The Educational Philosophy and Practice of Art Museums in the United States*, Columbia University, Teachers College, 1948.
- Solinger, Janet W., *Museums and Universities: New Paths for Continuing Education*, Macmillan Inc., 1990.
- 片山泰輔『アメリカの芸術文化政策』日本経済評論社、2006年。
- 文部科学省報告書『これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議第2次報告書「学芸員養成の充実方策について」』、2009年。
- 吉武弘喜「アメリカにおける博物館専門職員の養成と研修」『博物館研究』、第33巻10号、1998年、pp17~21。

# 障害のある児童の就学に関する一考察 —教育委員会の取り組みに着目して—

田中 綾佳  
(平成 22 年 3 月卒業)

## 【目次】

序章	本研究の目的と方法
第 1 節	本研究の目的
第 2 節	先行研究の検討
第 3 節	本研究の方法と論文構成
第 1 章	障害のある児童の教育および就学をめぐる権利と法理
第 1 節	障害のある児童の権利に関する国際動向
第 2 節	子ども権利条約における障害のある児童に関する規定
第 3 節	日本の特別支援教育における理念
第 2 章	就学指導制度の変遷と近年の動向
第 1 節	就学猶予・免除と就学指導体制の構築
第 2 節	2002 年学校教育法施行令改正前の就学指導制度
第 3 節	就学指導制度の近年の動向
第 3 章	就学指導の実態と課題
第 1 節	教育委員会における就学指導の実態
第 2 節	就学指導における保護者の意向
第 3 節	就学指導における教育委員会と保護者間の課題
終章	本研究の成果と課題
第 1 節	本研究の成果
第 2 節	本研究の課題

## 【概要】

### 序章 本研究の目的と方法

本研究は、障害のある児童の就学をめぐる、教育委員会と保護者の関係について就学指導に焦点をあて、実態と課題を明らかにし、考察することを目的とした。

障害のある児童は、教育的効果や特別な配慮が必要との観点から、就学する学校及び学級について、市町村教育委員会が就学指導を行うこととなっている。しかしながら、教育委員会が指定する就学先に関して保護者の意見と相違する場合があります。就学に向けての一連の過程がしばしば保護者の心理的負担となっていることがある。

このような障害のある児童の就学に関する先行研究には、就学指導について教育委員会と保護者の双方の観点から考察を加えたものは少ない。

そこで、本研究では、就学に関する教育委員会と保護者の関係について、障害のある児童の教育に関する法理及び権利の視点を交えて考察する。

## 第1章 障害のある児童の教育及び就学をめぐる権利および法理

1章では、障害のある児童の教育及び就学をめぐる世界的動向及び権利保障と国内法理について概観した。着眼点として、国連およびユネスコにおける取り組み、子どもの権利条約、日本の特別支援教育を挙げた。

まず、世界的な動向に関して、国際障害者年を契機にノーマライゼーションの原理が広がったこと、また、サラマンカ宣言を用いてインクルーシブな教育が求められていることを確認した。また、日本も批准している子どもの権利条約については、障害のある子どもも差別無く、子ども一般に認められるすべての権利を享受できることや、保護者に子どもの第一次的責任があるものの、その行動原理は、子どもの最善の利益を踏まえるべきことが明示された。さらに、世界的潮流の影響を受け、2007年度から開始された日本の特別支援教育が、その理念に「一人一人の教育的ニーズに応じた支援」を掲げていることを示した。国際的な動向からも分かる通り、日本でも障害のある子どもの就学は、その理念に照らしてみても、軽視されてはならないことを指摘した。

## 第2章 就学指導の変遷と近年の動向

2章では、就学指導制度が今日の制度に至る過程について、就学猶予・免除問題を取り上げ、2002年の学校教育法施行令改正前の就学指導制度について詳述し、現在の就学指導制度と新たな動向について概観した。

まず、就学猶予・免除問題とも関連して、養護学校義務制実施に向け、明確な就学基準や就学指導制度の必要性が表出すると共に、就学指導体制が徐々に構築されたことを確認した。また、このような経緯で制度化された当時の就学指導制度が、医学的見地から障害の種類と程度に応じて、就学の間を決定していたことを指摘し、教育委員会が障害のある児童を各学校に「振り分け」ているとの批判がされていたことを示した。さらに、2000年前後の地方分権により、就学事務が自治事務へと移行し、就学指導における市町村教育委員会の裁量範囲が拡大したこと、2002年の学校教育法施行令の改正により、就学基準が弾力化され、認定就学者制度が開始されたこと、就学指導委員会の柔軟な裁量が可能となったことを示した。

## 第3章 就学指導の実態と課題

3章では、2章で示した現在の就学指導制度の概要を踏まえ、その実態について考察した。まず、市町村教育委員会の取り組みについて、二市の教育委員会に対しインタビュー調査を行い、就学指導では諮問機関である就学指導委員会の判定を重視しているものの、最終的には保護者の意向を優先させることを明らかにした。さらに、保護者の意向とその傾向について、先行研究の検討と障害のある児童の就学を経験した保護者に対してインタビュー調査を行い、保護者により就学先に求めるものは異なっているものの、児童の就学先を自由に決められないことに対する不満を持つ傾向があることを示した。これらの結果から、就学指導に関して以下の課題が挙げられた。

一つは行政的視点からの課題で、行政区分や行政措置の行程により、行政区を越えた就学が容易でないことや、就学相談の時間が十分に確保できない等の問題が存在し、希望の就学が阻まれている可能性があることを示した。二つ目に自治体の財政面からの課題で、財政上特別支援学級や通級指導教室、特別支援教育支援員等の、設置又は配置といった教育条件の整備が厳しいために、就学指導委員会の判定に保護者が同意した場合でも、希望の就学や支援が実現できない事態があることについて言及した。三つ目に手続き上の課題で、教育委員会から就学に関する情報が発信されながらも、障害受容という心理的な問題とも関わり、その情報が保護者に届いていない可能性があることを示した。また、就学指導委員会の判定には、保護者の同意

が必要なため、保護者の意向次第で、客観的な情報収集が困難なことを指摘した。また、多くの市町村教育委員会が就学指導委員会を設置しているものの、保護者がその存在に不信を抱くことが多々あり、「専門家からの意見聴取」をどのように位置づけるかが課題であるとした。四つ目に専門性に関する課題で、教育委員会・学校は、特別支援教育に関する専門性を有している人材ばかりで構成されているとは限らず、保護者と具体的で専門的な、就学や支援に関する協議が行われにくい可能性があることを示した。また、このことを受け、可能な範囲での専門知識の獲得、教育条件整備実態の正確な把握等、教育委員会・学校において現状の専門性をさらに高める姿勢が必要であることを指摘した。

これらの課題を抱える就学指導では、教育委員会と保護者は、児童の就学をめぐる対立関係にあるのではなく、互いに当該児童にとって最善の就学について検討しているものの、双方の協議のみでは解決し得ないような問題が存在していると言えよう。

## 終章 本研究の成果と課題

本研究では、障害のある児童の就学に関する権利及び法理、就学指導の歴史的変遷を踏まえ、現在の就学指導の実態について明らかにした。その実態には、教育委員会と保護者の意見の対立だけでなく、両者を取り巻く環境や条件整備等の要因により、希望の就学が実現できないという問題が内在していた。このような現状にあっては、両者が児童の最善の利益を中心に据え、限られた条件での可能な支援の方策について、十分な協議の上で合意形成を図ることが必要であると言える。

ところで、本研究では、就学指導の実態について教育委員会と保護者の関係のみに着目し検討を加えたが、実際の就学に際しての学校側の認識及び体制については考察できておらず、学校入学後に転学、進学等の校内就学指導委員会を中心に学校が行う就学指導についても言及できていない。また、本研究では、障害のある児童の就学における実態と課題の列挙に止まり、就学指導のより有効な方策及びシステムを提示するに至らなかった。これらの点が、本研究の課題として挙げられる。

### 【主要参考文献】

- ・ 安藤隆男・中村満紀男編著『特別支援教育を創造するための教育学』明石書店、2009年。
- ・ 丸山東人「障害児の就学指導に関する研究」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第43巻、2003年、pp.389-401。
- ・ 渡部昭男『障害のある子の就学・進学ガイドブック』青木書店、2008年。
- ・ 伊豆蔵満世、越野和之「特別支援教育への移行期における就学指導の動向—奈良県各市町村の実態調査から—」『奈良教育大学紀要』第57巻、第1号(人文・社会)、2008年、pp.107-121。





# 教員免許更新制と予備講習に関する考察

中間 長満  
(平成22年3月卒業)

## 【目次】

序章	本研究の目的と構成
第1節	本研究の目的
第2節	本論文の構成
第1章	教員免許更新制の導入
第1節	免許更新制導入の背景
第2節	平成14年中央教育審議会答申
第3節	平成18年中央教育審議会答申
第2章	教員免許更新制の制度設計
第1節	教員免許更新制の意義
第2節	更新講習受講者の視点から
第3節	更新講習開設者の視点から
第4節	配慮すべき事項
第3章	予備講習の分析
第1節	更新講習の類型化
第2節	予備講習の具体的な事例についての検討
第3節	予備講習を通しての課題
終章	本研究の成果と課題
第1節	本研究の成果
第2節	本研究の課題

## 【概要】

### 序章 本研究の目的と構成

教員免許更新制（以下、更新制という。）が導入され、平成21年4月1日以降に授与される普通免許状および特別免許状（新免許状）については一律に10年間の有効期限を定め、期間内に免許状更新講習の課程を受講・修了することが必要とされた。これ以前に授与された免許状（旧免許状）についても一定期間ごとに講習の受講・修了が必要であるとされている。更新制の導入に先立って平成20年度には、免許状更新講習のプログラムの開発と検証、情報提供・講習開設・関係諸手続き等の試行を行う「免許状更新講習プログラム委託事業」（いわゆる試行）と、免許状更新講習と同等以上の内容、必要な手続き等を行うこととなる講習について文部科学大臣が指定し、これらの講習を実際に受講して様々な事項に協力を求める教員を募って行われる講習（予備講習）が各大学等で実施された。これまでは一度取得すれば終身有効であるとされていた教員免許が有効期限付きになることによって、現在教壇に立っている教員にとっては教員免許取得時にはなかった要件が新たに課されることとなる。不適格教員の排除を目的とはしていないとはいうものの、更新講習の要件を満たすことができなければ免許状が失効して失職してしまう。このことは教員の不満を招く結果となると考えた。よって本研究は、

制度導入に至る背景を踏まえたうえで、実施されることとなった制度の概要を整理し、平成20年度に実施された「予備講習」を通して更新制の今後の課題と展望について検討することを目的とした。

## 第1章 教員免許更新制の導入

第1章では、更新制導入の背景として、求められる教員像について2つの審議会答申から検討し、続いて平成14年中教審答申『今後の教員免許制度の在り方について』における更新制の導入に関する議論の視点とそこからの意義、検討の論点を整理し、また、更新制の導入を提言した平成18年中教審答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』における導入の根拠、平成14年答申における論点との関係を検討した。求められる教師像を通して、社会の大きな変動に対応しつつ、国民の学校教育に対する期待に応えるために、教育活動の直接の担い手である教員に対する揺るぎない信頼を確立し、国際的にも教員の資質能力がより一層高いものとなるようにすることが極めて重要であることが明らかになった。平成14年中教審答申について、教員免許更新制の可能性について検討する視点として、①教員の適格性確保に置く場合、②教員の専門性向上に置く場合の2点に分けて検討の必要性を考察した。平成14年答申は当時におけるわが国全体の資格制度や公務員制度との比較において、教員にのみ更新時に適格性を判断したり、免許状取得後に新たな知識・技能を習得させるための研修を要件として課すという更新制を導入することは、「なお慎重にならざるを得ない」との結論に至っている。平成18年中教審答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』については6つの視点から教員の資質能力が改めて問い直されていることを踏まえ、教員養成・免許制度改革の重要性から、免許制度改革の方策として更新制が提言されることとなったことを指摘した。また平成14年答申との比較における4つの関係から提言の根拠を整理した。

## 第2章 教員免許更新制の制度設計

第2章では、更新制運用について、その基本的枠組みを俯瞰し、講習受講者、講習実施者の視点から具体的内容について整理した。更新制導入の意義としては、第1にその時々で必要とされる最新の知識・技能等を確実に修得することが可能となる点、第2にわが国全体における公教育の改善・充実に期待できる点、第3に教員全体としての専門性向上が期待でき、教育の機会均等の保障にもより適切に応えることができる点が挙げられた。更新講習受講者の視点からとらえる更新制では、新免許状の有効期間、更新講習の受講対象者、講習免除対象者、旧免許状の修了確認期限、免許状の有効期間延長又は修了確認期限の延長について考察した。更新講習開設者の視点からは、講習の開設者、講習の講師の資格、講習の内容、免許更新講習の実施方法と修了認定基準、修了認定の基準と方法について考察した。更新制の運営において配慮すべき事項として、講習の費用負担の在り方、受講形態や教員以外の者の採用についての配慮、講習の講師等に対する措置、現職研修との整合性の確保、免許制の免許管理システムと制度の周知を挙げているが、これらはいずれも更新制を運用する上で継続して取り組まなければならない事項である。

## 第3章 予備講習の分析

第3章では平成20年度に実施された予備講習がどのように行われたかを分析した。まず全130の大学・法人で行われた予備講習を、試行と予備講習、実施主体、開設形態、受講対象者という4つの視点から類型化し、今後の講習の参考になることを期待した。他大学等と連携したり、開設形態を工夫したりして様々な講習が実施されたが、この予備講習を通して得られた知見を翌年度以降の講習に役立てること、また予備講習に参加しなかった大学等についても予

備講習での取り組みを参考にして講習を開設し、更新制を作り上げていくことが望まれることを指摘した。次に講習の開設形態について、更新制実施において大きな問題となる離島、へき地及び山間部にある受講者に対応する講習を持つ早稲田大学、桜美林大学、鹿児島大学における講習を分析した。特に桜美林大学では講習だけでなく修了認定試験までインターネット上で行える点で特筆され、講習の受講が大きく制限される離島、へき地及び山間部だけでなく、多忙だといわれている教員にとって非常に有効な講習方法であることを指摘した。そして予備講習全体を通して浮き彫りとなった課題とそれに向けた取り組みを検討した。更新講習では毎年およそ10万人の受講者が想定されるが、今回の予備講習で必修講座を受講し修了した者は12,483人となっており、平成21年度以降の2年間でこの9倍の受講者が必修講座を受けなければならない、ますます多くの講習開設が望まれることを指摘した。

## 終章 本研究の成果と課題

以上のように、本研究では教員の資質能力が改めて問い直されていることによる教員養成・免許制度改革の重要性から、免許制度改革の方策として更新制が提言されることとなったものの、制度の運用、特に講習の実施には課題が残ることを明らかにした。これらの課題や予備講習で得られた知見を今後の運用に反映させていくことが必要である。

本研究の課題として、予備講習について文部科学省は事後評価を公表していないために、全予備講習を類型化したまでにとどまり、どのような形態でどのような内容の講習が受講者から高評価を得ていたのかまで踏み込むことができなかつたことが挙げられる。更新制が実施される平成21年度以降は事後評価を公表することとなっているので、事後評価まで含めたより総合的な視点での研究が望まれる。また、2009年9月に民主党に政権が交代したことによって、更新制が抜本的に見直されるという点も挙げるができる。文部科学省は、「見直しの検討は拙速を避け、学校関係者、大学関係者などの意見を十分に聞きながら行う」として結論が得られるまで更新制は有効であるとしているものの、今後の動向が見守られる状況である。

### 【主要参考文献】

- ・ 鈴木正幸，加藤幸次，辻村哲夫編著『教員免許更新制と評価・認定システム』黎明書房，2008年。
- ・ 八尾坂修『教員免許更新制度』明治図書出版，2008年。



# 学校予算に着目した市教育委員会と学校の関係

西村 未祐  
(平成22年3月卒業)

## 【目次】

序章	本研究の目的と方法
第1節	本研究の目的と方法
第2節	本研究の論文構成
第1章	学校経営における教育委員会と学校
第1節	学校経営改革の変遷
第2節	教育委員会と学校の関係の現状
第3節	小括
第2章	学校予算における教育委員会と学校
第1節	学校予算の定義
第2節	配当予算
第3節	学校予算
第3章	春日市と福岡市の市教育委員会と学校の関係
第1節	分析枠組みの構築と調査対象
第2節	春日市の事例
第3節	福岡市の事例
第4節	小括
終章	本研究の成果と今後の課題
第1節	本研究の成果
第2節	本研究の課題

## 【概要】

### 序章 本研究の目的と方法

本研究は、学校予算に着目して教育委員会と学校の間を明らかにし、両者の関係に影響を及ぼす要因について考察することを目的とする。なお、本稿では学校予算を「配当予算」と「学校予算」に分けて定義する。すなわち、配当予算とは教育委員会から個々の学校に配当される予算のこととし、学校予算とは、市町村の予算における小学校費、中学校費などの学校経費のこととする。

現在、学校は自主的な学校経営を行い、教育委員会がそれを支援するような関係であることが求められている。これに関して、中央教育審議会（以下、中教審）は、教育委員会が学校の裁量を拡大させ、また指導・助言の実施や学校の意見を施策に反映させることで支援的立場に立つことの重要性を示した。しかしながら、指導・助言の実施は法的に定められているものの、指導・助言の内容など、実際には各教育委員会の主体的判断に任されているのが現状である。したがって、教育委員会の判断がどのようになされているか、教育委員会と学校の間を把握することは重要であると考えられる。

ところで、筆者は配当予算と学校予算に着目することで、教育委員会は学校の自主性を確立させ、また支援的役割を果たしているか検討することができると思う。そこで、本研究では配当予算と学校予算の編成・執行に着目し、その過程で教育委員会と学校が関わる機会を取り上げ、両者の関係を明らかにすることで、その関係に影響を及ぼす要因を考察する。

## 第1章 学校経営における教育委員会と学校

本章では、戦後から現在までの学校経営改革の変遷を概観し、従来の教育行政の体制と、今日求められる学校経営の在り方について述べた。また、教育委員会と学校を取り巻く現行の法制度を示した。

かつて、学校経営は文部省を頂点とした集権的な教育行政によって、一方的な管理のもとで行われてきた。しかし、現在ではこのような管理体制を改めることが課題とされ、各学校による自主的な学校経営が求められている。このような理想を掲げ、1998年と2004年の中教審の答申及び2005年の部会まとめでは、教育委員会が学校に裁量権を与え、自主性を尊重した指導・助言を行うことが必要であると示された。また、学校現場の意見を反映させた施策を行うことが重要であるとされた。

しかし、各答申などで、このような提案がなされているが、教育委員会に対してそれらを義務付けてはいない。どのように学校の自主性を確立させ、学校経営の支援を行うかは、各教育委員会の判断に委ねられていると言える。

## 第2章 学校予算における教育委員会と学校

本章では、教育委員会と学校の関係を明らかにするために着目した、配当予算と学校予算について詳述した。

まず、配当予算の編成・執行において、教育委員会が学校にその権限を移譲することにより、1章で述べたような学校経営を促すことができる。また、教育委員会は学校予算を通して学校に対する施策を行うが、その際に学校の意見を反映させることが望まれている。したがって、配当予算と学校予算に着目することで、教育委員会は学校の自主性を確立させ、支援的役割を果たしているか検討することができる。さらに両者の関係を明らかにするための、配当予算と学校予算の具体的な着眼点として、配当予算における学校の裁量権、予算を編成・執行する際に教育委員会によって指導・助言が行われるヒアリング、教育委員会が学校の意見を聴取する機会を挙げた。

## 第3章 春日市と福岡市の市教育委員会と学校の関係

本章では、教育委員会と学校の関係に影響を及ぼす要因について考察するために、春日市と福岡市を選定し、インタビュー調査を行った。その際、2章で挙げた着眼点において、①配当予算の編成で学校の裁量は拡大されているか、②ヒアリングで教育委員会は学校に適切な指導・助言を行っているか、③教育委員会が学校の意見を聴取する機会を設け、それらを施策に反映させているか、という3つの視点から、両者の関係を明らかにし、その関係に影響を与える要因について調査を行った。

調査の結果、両市では配当予算の編成において学校の裁量が拡大されていたが、財政難によって本来の目的である自主的な学校経営の実施には、効果が発揮されにくいことが明らかになった。次に、ヒアリングの際に教育委員会から適切な指導・助言が行われるかは、教育委員会の担当者の姿勢と力量が関係することを明らかにした。また、教育委員会が学校の意見を施策に反映させるという教育委員会の支援的役割は、財政状況の厳しさによって果たされにくくなることが考えられた。一方、学校の意見が反映されるためには、春日市では教育委員会の担当

者の姿勢や委員会の方針、福岡市では文部科学省（以下、文科省）の意向に加え、市長の方針といった政治的要素の影響も受けることがあり、これらも要因として考慮すべきことを示した。

## 終章 本研究の成果と今後の課題

本研究において、自主的な学校経営が行われるためには配当予算における学校の裁量権の有無だけでなく、財政状況が関係することが明らかになった。また、学校に対して、配当予算と学校予算を通じた教育委員会の支援的役割が果たされるかには、市の財政状況、教育委員会の方針や委員会職員の姿勢と力量、文科省の意向及び市長の方針の影響を受けることを示した。したがって、これらを教育委員会と学校の関係に影響を及ぼす要因として挙げた。

本研究の課題として主に次の2点が挙げられる。第一に、教育委員会が学校経営をどう支援するか、という視点からの考察だけでは不十分であった点である。学校は与えられた裁量権や教育委員会の行う施策を、学校経営にどのように生かしているかという点についても検討する必要があると考える。第二に筆者が挙げた要因について、さらなる検討が必要である。例えば、文科省の方針や実際に行う施策、それに伴って国から地方公共団体に配付される予算や、また市長の方針や取り組みについてさらに詳しく調査すべきであると考えられる。

### 【主要参考文献】

- ・ 小島弘道「学校の自律性・自己責任と地方教育行財政」『地方教育行政の改革』（日本教育行政学会年報）25号、教育開発研究所、1999年、pp. 20-42。
- ・ 堀内孜編著『学校組織・教職員勤務の実態と改革課題』多賀出版、2001年。
- ・ 『実践・学校財務読本』（教職研修総合特集）94号、教育開発研究所、1992年。
- ・ 小川正人「分権・規制緩和論議と学校予算改革」『学校経営』第42巻9号、第一法規、1997年8月号、pp. 44-52。





# 少年院の矯正教育から見た少年司法改革の再検討

前田 美紗  
(平成22年3月卒業)

## 【目次】

序 章	本研究の目的
第1節	本研究の目的
第2節	本研究の方法と構成
第1章	少年司法改革の経緯
第1節	少年法成立初期にみる保護主義の萌芽
第2節	1960年代にみる保護主義への懐疑
第3節	2000年改正にみる厳罰主義への傾斜
第2章	少年法のあり方をめぐる立場
第1節	厳罰主義を重視する立場
第2節	保護主義を重視する立場
第3節	被害者—加害者の調和を求める立場
第3章	矯正教育における少年司法改革の検討
第1節	被害者配慮規定の運用にみる問題
第2節	法改正にみる少年院収容をめぐる課題
第3節	法改正にみる「しよく罪」教育をめぐる課題
第4節	修復的司法の限界と可能性
終 章	本研究の成果と課題
第1節	本研究の成果
第2節	今後の課題

## 【概要】

### 序章 本研究の目的

本研究は、少年司法における改正論議の争点を見直すことで、昨今の少年司法改革の潮流が、少年院という矯正教育の現場の実情に沿ったものであるか検討することを目的とする。

少年法は、その第一条が少年の健全な育成を目標とすることに見られるように、司法的機能に加え、教育・福祉的な機能を有する。この特殊さゆえに、しばしば両機能のどちらに重きを置くかが問題とされる。

現在の改正少年法は、厳罰化の流れを基調としており、少年院送致の下限年齢引き下げ等がこれにあたりとされるが、この潮流に消極的見解を示す教育関係者は少なくない。しかし、少年院は、刑罰としての刑務作業を行わせる刑務所と異なり、少年を自立させるための矯正教育を行う施設である。厳罰化を批判する立場は、改正内容が健全育成の理念から遠ざかるものだと主張をするが、こうした少年院の教育的機能を踏まえた上での批判であるかについては疑問である。以上のような理由で、少年法改正問題について矯正教育の立場から見直しを行うことは、意義のあることだと考える。

## 第1章 少年司法改革の経緯

第1章では、少年法改正の議論の争点を整理することで、少年法理念の解釈の変容を把握することを目的とした。

そこで、旧少年法の制定から、現行の改正少年法制定までの経緯を3つの時期に区分した。第1に旧少年法制定から1948年少年法の制定時、第2に1960年半ば頃、第3に2000年前後である。第1の区分は、少年法の性格が要保護性を重視したものであること、第2の区分は、少年法の「改正構想」や「改正要綱」が提出され、法改正について本格的な検討が始まったこと、第3の区分は、実際に「少年法等の一部改正」がなされたことを以って一区分とし、主に先行研究を用いて整理した。

そもそも少年法は、米国における国親思想に基づいて制定され、成人を対象とした法と異なり、「保護主義」的な性格を前面に打ち出したものであった。ところが、1960年半ば頃から台頭した適正手続保障論により、1948年少年法はその要保護性に傾斜しているとの批判に晒された。これは、社会予防と、少年の権利保障の2つの立場からの批判である。前者は、保護の強調によって、治安維持の面が軽視されたことが、少年犯罪の増加をもたらしたとする批判である。一方、後者は、少年審判の非形式性が強調されたことで、少年に対する適正手続が軽視されているとする批判である。しかし、犯罪の量的・質的な「悪化」言説を追い風として、前者の立場からの批判が強まった。その結果、2000年以降に「厳罰主義」とされる法改正がなされた。以上のような過程を本章では詳述した。

## 第2章 少年法のあり方をめぐる立場

第2章では、保護主義・厳罰主義の対立関係を緩和する可能性があるとする修復的司法の理念を提示することを目的とした。

そこで、保護主義・厳罰主義のそれぞれの立場が現在根拠としているものを把握し、修復的司法の理念がこれらの主義の調和に働く可能性を先行研究から検討した。

まず、昨今の潮流である厳罰主義は、体感治安の悪化から社会防衛を要求する動きと、1960年代半ば頃の少年法改正議論では論じられていなかった、被害者の権利保障を求める動きの2点に関わっていることを示した。

次に、国連子どもの委員会勧告から、保護主義の主張と根拠を示した。条約に拘束力があるために、少年司法改革において、子どもの権利条約が定める内容を視野に入れることが望まれることを確認した。

この保護主義と厳罰主義の対立関係を捉え直すものとして、近年刑事犯罪一般において注目されつつある修復的司法を取り上げた。修復的司法は、広義には「害」の修復を目的としたものである。狭義においては、被害者と加害者が仲介役としての第三者を交えて、対話を行うものである。少年司法についても、被害者の応報的感情にもとづく制裁と、加害者の人権擁護の問題を解消するものとして、日本では、狭義の修復的司法の実践がみられる。具体的な事例としては、対話の主導者である第三者機関と少年の処遇時期に応じた実践例を示した。この事例の一つとして少年院の出院期の実践について取り扱ったが、出院期だけではなく、矯正教育を通して、対話実現のためのプログラムを検討すべきとの指摘がなされたことを明示した。

## 第3章 矯正教育における少年司法改革の検討

第3章では、第2章で検討が求められた、対話・謝罪を視野に入れたプログラムが、少年院で現在行われている「しよく罪」教育の趣旨に適合するか考察した。

そのために、まず、少年院における矯正教育の目的、処遇の流れ、教育プログラムの内容を整理することで少年院の特殊性を把握した。次に、少年司法改革のうち、少年院に関わる問題

として、収容問題と被害者配慮の問題があることを整理し、「しよく罪」教育が、被害者配慮規定により重視されることを指摘した。そこで、「しよく罪」教育を受けることで、少年と被害者間の確執が修復されるかについて、少年や被害者の実態を新聞媒体や聞き取り調査によって分析し、検討した。

その結果、直接的対話による謝罪を行っても、確執が修復される見込みが多くはないことが明らかになった。対話の実施に当たっての危険性として、少年側から反省の色が見えないことで被害者側が一層傷つけられる場合、少年側が謝罪の意思を示しても関わりたくないとする被害者によって少年が傷つけられる場合、が考えられることがその理由である。

後者の場合については、修復的司法を狭義に捉える現状の「しよく罪」教育では限界があると言えよう。ゆえに、筆者が本稿で強調したいのは、修復的司法を改めて広義で捉えることの重要性である。広義の意味では社会貢献等の形で「しよく罪」が可能とされる。具体的には、被害者に謝罪が不可能な場合、「しよく罪」の対象を社会に向けることで、被害者・加害者間の修復を代替しようと捉える可能性ができよう。この方法は、対話を用いないが、広義の解釈によれば、修復的司法にあたりと考えられる。したがって、「しよく罪」教育については、対話の実践のためのプログラムを一律に導入することが望ましいとは限らず、少年や被害者の個々の境遇に応じて多様な処遇を行うことが望ましいといえる。そして、個別的な対応は既に少年院の教育で重視されてきたものであるため、今後は少年院出院後までを見据えて、更生の持続を可能にする制度の整備が必要だと考える。

## 終章 本研究の成果と課題

本研究を通じて、以下のことが明らかとなった。少年司法全体を俯瞰した際に、現在の少年司法は、厳罰主義の色彩が強いが、保護主義との間で揺らぎつつある。そして、対立を緩和する方法として、少年司法で修復的司法を用いることの可能性を提示した。しかし、修復的司法を導入すれば全てを解決できるといきれない現実があるため、一律に修復的司法の導入を求めるのではなく、個別的に多様な方向性で修復的司法を捉えた上で、被害者・加害者の両者の立場における問題の解決を模索することが望ましいといえる。

したがって、修復的司法に関する議論の展開には可能性を見出しうるものの、日本では狭義の導入に留まっている。本稿では修復的司法の展開にはなお可能性があり、議論の余地があることを指摘した。

しかし、「しよく罪」教育の実情を確実に把握するためには、文献のみならず、継続的な実態調査を行う必要があり、この点で殆どを二次資料に依拠した本研究は論拠に乏しいものとなった。また、更生した少年の立ち直りを阻害する要因には、社会の受け皿が少ないことが密接に関わるため、少年院という枠の中だけで、「しよく罪」教育を取り上げただけでは不十分であった。以上に述べた点を改善することを、今後の研究課題としたい。

### 【主要参考文献】

- ・ 齊藤豊治『少年法の課題と展望』第2巻、成文堂、2006年。
- ・ 副島和穂『矯正教育概論』有斐閣双書、1981年。
- ・ 林幹人「修復的司法に関する一考察—少年司法を中心に考える」北海道大学『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』2005年、pp.199-228。



# 小中一貫教育に関する一考察 —宗像市の事例調査を踏まえて—

山口 亮  
(平成 22 年 3 月卒業)

## 【目次】

序章	本研究の目的と各章の構成
第 1 節	本研究の目的
第 2 節	本研究の方法と各章の構成
第 1 章	小中一貫教育の背景
第 1 節	子どもの変化
第 2 節	地域の教育環境の変化
第 2 章	取り組みの形態について
第 1 節	実施目的による分類
第 2 節	施設形態による分類
第 3 節	課程編成による分類
第 4 節	特例による分類
第 3 章	福岡県宗像市の取り組み
第 1 節	福岡県宗像市の取り組みの概要
第 2 節	日の里地区及び大島地区における取り組み
第 3 節	宗像市の取り組みの特徴
終章	本論文の成果と課題

## 【概要】

### 序章 本研究の目的と各章の構成

本研究は、小中一貫教育に着目し、現在の取り組みの動向を整理したうえで、構造改革特別区・研究開発校制度を利用していない小中一貫教育の取り組みの特徴の分析を行うことを目的とする。

近年、様々な理由から小中一貫教育が注目され、全国で様々な取り組みがなされている。一方で小中一貫教育は現在のところ法制度化されてはいないこともあり、その内容は多種多様である。小中一貫教育の成果の検証については、先行研究の多くが構造改革特別区域・研究開発校制度を利用した事例であり、両制度を利用せず取り組んでいる事例の研究は管見の限り少ない。そこで本研究では小中一貫教育の議論の整理及び取り組みの類型化を試みたうえで、構造改革特別区域・研究開発校制度を利用せずに小中一貫教育を導入・実施する自治体における取り組みの特徴の分析を行う。

### 第 1 章 小中一貫教育の背景

第 1 章では、近年、小中一貫教育が盛んに取り上げられるようになった背景について整理し、小中一貫教育の導入にはどのような目的があるのか、子どもの変化と地域の教育環境の二点から考察した。

一つには子どもの変化への対応がある。1971年の中央教育審議会答申に見られるようなエリート教育としての側面を持ちつつ、その後の社会変化に伴う少子化・子どもの身体的変化・不登校・いじめ・暴力行為の増加・学習指導面での問題といった、子どもの心身の変化への対応という目的があることを示した。

またもう一つには、地域の教育環境の変化がある。地域の教育体制の厳しさ、生活体系や社会構成の変化、人々の結びつきや規範の共有の低下から、地域のもたらす人間形成力・影響力としての教育効果が問題とされた。それに対し積極的・自主的に学校活動に関わろうとする地域独自、地域全体での教育の一施策として導入されていることを示した。さらに、少子高齢化や地方の財政問題への対応として市町村合併がなされる中で、学校の統廃合も進められた。子どもの人数に対する教員・施設の不均衡等の学校の適正規模の問題や教員の大量定年退職期の到来、さらには施設の耐震・建て替え問題等から学校の統廃合の有効性が示され、その一施策として導入されていることを示した。

## 第2章 取り組みの形態について

第2章では、全国の取り組みから現在の小中一貫教育の取り組みに関して様々な面から類型化を行った。導入の目的として1章で触れた子どもへの対応や学校再編の他に、幼稚園・高校・大学等他校種との連携や、その地域独自の計画との関連といった独自の教育理念との関連があることを示した。施設面では、中高一貫教育の類型を参考にしつつ小中一貫校型・併設型・連携型の3種類の分類を示した。教育課程では学年の区切り方、指導法、教科、教員の人数・体制の面での分類を示した。特例使用およびその内容の面では、研究開発校制度及び構造改革特別区域・教育課程特例校制度の概要とこれらの制度の利用による分類を示した。

## 第3章 福岡県宗像市の取り組み

第3章では、福岡県宗像市における小中一貫事業を事例として、宗像市教委及び日の里中・大島中へのインタビュー調査を通して取り組みの特徴を分析した。宗像市は平成18年度から日の里地区と大島地区を調査研究地区として小中一貫教育を実施している。特区申請は行わず既存の学習指導要領などに沿った指導内容であり、今後市内全学区で段階的に実施を検討している。インタビュー調査を通じてこれらの取り組みの背景について考察を行い、また2章の類型を基に、宗像市の取り組みの特徴を分析した。

大島地区は施設形態では小中一貫校型（平成16年以前は分離型に属したと思われる）にあたる。課程編制は小1～小4を前期、小5～中1を中期、中2～中3を後期とした便宜上の教育区分を設定し、指導の共通性として交流活動や一部教科担任制、教え方を可能な限り揃えた「めあてとまとめのある指導方法」等による指導を行っている。教科及び教員については「兼務教員」制度を導入し、音楽、図工、体育での指導、（段階的に社会・理科の指導も開始）を行っている。日の里地区は施設形態では併設型にあたる。課題編制・指導の共通性・教科・教員については大島地区と同様で、前期・中期・後期（4・3・2）の便宜上の教育区分、交流活動や一部教科担任制・共通性のある指導、「兼務教員」制度の利用を行っている。

特徴として、市内全域での導入を想定し幅広く導入が可能な形態をとっているために、施設形態は異なりつつも、既存の学習指導要領等に基づく指導内容に準拠しつつ、教育目標や一貫性のあるカリキュラム、指導方法では共通していることが示された。また、調査地区である2地区は、大島地区では既に小中連携事業が行われ、かつへき地ゆえに一貫教育を必要とする要素があり、日の里地区では中学校の改築という契機と、ベッドタウンという地区の特性という点で、それぞれ小中一貫教育導入への需要や適性があったことが指摘された。さらに、補助金をひとつの目的として研究開発校の申請を行った点や、予算は市独自に計上して運営している

ものの、構想段階での首長を中心とした動きがあったことから、人件費をはじめとする経費の面からも、地域に一定の条件が求められる事が示された。

導入の背景については、宗像市内の小学校・中学校間の不登校やいじめ、学習指導上の問題への対応と、同時期に日の里中の改築工事が予定されており、新しい学校の教育指針として当時の市長が将来的な統廃合も視野に入れつつ一貫校を強く支持したこと、また平成18年の、既に小中連携事業を実施していた大島村との合併、といった複数の要素が同時期に揃ったことが実施に至った要因であることを明らかにした。

## 終章 本論文の成果と課題

本研究においては、特区制度を利用せず小中一貫教育を実施する事例について、導入以前からある程度の小中一貫教育への需要や適合する条件が存在していること、さらに導入の契機となる要素を含め一時期に揃う必要があることが指摘された。また、宗像市では説明上の不備から、住民の中で学校の統廃合を心配する声が上がっており、住民の中に潜在的に施設・カリキュラム一体型の小中一貫校型へのイメージがあることが指摘された。経費の面では人事面を中心に独自の費用を支出していることが示された。このようなイメージの解消や独自経費確保の点から、首長や教育委員会を中心とした説明活動の重要性が指摘できる。

今後の課題としては、類似した形態の事例の数を重ね、比較検討を行うことが必要である。また本研究では全国的な小中一貫教育の取り組みとの比較に重点が置かれているため、一般的な小中学校の体制との比較から特徴を探る必要がある点も今後の課題である。

## 【主要参考文献】

- ・ 『小中一貫教育の課題に関する調査研究 教育制度・行財政・経営班（最終報告書）』国立教育政策研究所、2008年。
- ・ 『小中一貫教育の効果検証』品川区教育委員会事務局、2008年。
- ・ 宗像市小中一貫教育研究会『確かな学力と豊かな心を育てる 小中一貫教育 福岡県宗像市の挑戦』ぎょうせい、2009年。